

議案第 24 号

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例（平成 20 年板橋区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例

本則（第 1 条及び第 2 条を除く。）中「プラザ」を「ホール」に改める。

第 1 条中「高齢者を中心とした」を削り、「東京都板橋区立シニア学習プラザ（以下「プラザ」を「東京都板橋区立グリーンカレッジホール（以下「ホール」に改める。

第 2 条中「プラザ」を「ホール」に改め、同条第 1 号中「高齢者」を「あらゆる世代」に改める。

別表第 1 教室 1 教室 2 の部その他の日の項及び教室 3 の部その他の日の項中「午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで」を「午前 9 時から午後 9 時 30 分までの間において教育委員会が別に定める時間」に改め、同表ホール集会室の項中「ホール」を「4 階ホール」に改める。

別表第 2 ホールの項及び備考中「ホール」を「4 階ホール」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の別表第 1 に規定する施設の利用承認を受けている者は、改正後の別表第 1 に規定する施設の利用承認

を受けた者とみなす。

(提案理由)

シニア学習プラザの事業の多世代化を推進するため、施設名称、設置目的等を改めるとともに、施設の利用公開を行う時間を拡大するほか、所要の規定整備をする必要がある。